

障害者差別解消法をご存知ですか？

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある方もない方も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。

「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的な障壁によって日常での生活や社会での生活が困難になっている人のことです。（障害者手帳を所持していない方も含まれます。）

不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や事業所は、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否（制限）したり、条件をつけたりすることをしてはいけません。車いすを利用していることを理由に、飲食店の利用を拒否すること

・アパートやマンションを借りるときに、障害があることを理由に部屋を貸さないこと
・障害があることを理由に、習いごとの入会や施設利用を断ること

合理的配慮の提供

行政機関や事業所は、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために「筆談」「文書の読みあげ」「ゆっくりと丁寧な説明」等合理的配慮を提供することが求められます。障害の特性に応じてコミュニケーション方法を工夫し、必要な情報をうまく提供できるような配慮をしましょう。



一般の方も理解を深めましょう

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者等を対象とした法律ですが、すべての人が障がいのある方への理解を深め、助け合うことは大切なことです。

・電車やバス等の優先席の近くに障がいのある方がいたら席を譲りましょう。
・街なかや飲食店などに身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）がいたら、

触ったり食べ物を与えたりせずにそっと見守りましょう。
※障害者差別解消法について詳しくは内閣府ホームページをご覧ください。
問 福祉課 2122

福祉に関するアンケート調査等にご協力ください

町では、令和3年度からの「伊奈町第3期障害者計画」、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」と「伊奈町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」の策定にあたり、町民の皆様のご意見をお伺いするために「伊奈町福祉に関するアンケート調査」（障害福祉）、「伊奈町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」（介護保険）をそれぞれ実施します。
調査票が届いた皆様は、ご協力をお願いします。
問 福祉課 2121、2161

本人通知制度を利用しましょう

この制度は、代理人や第三者からの請求により、本籍が記載された住民票の写しや戸

籍謄本等を交付した場合に、事前に登録した本人に対し交付したことをお知らせする制度です。不正請求の抑止や、不正取得の早期発見などを目的としています。
※第三者の証明書の取得を制限するものではありません。第三者でも法律上の要件を満たしていれば、証明書を交付します。

制度を利用できる方

・伊奈町に住居登録のある方
・伊奈町に本籍がある方
④ 事前に郵送または窓口で登録をしてください。
詳しくは、町ホームページをご覧ください。
問 住民課 2112

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

安全で安心な暮らしは、すべての人の望みです。犯罪や非行から立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも、とても大切なことです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、保護司やBBSなど一部のボランティアの人たちだけでは

広告

日本商工会議所YEGビジネスコンテスト入賞事業

健康保険で受けられます。ご相談、お問合せはお気軽にどうぞ!

からだ元気治療院

0120-666-519

〒349-0125 埼玉県蓮田市御前橋2-6-21
営業時間:9時~18時/店休日:日曜・祝祭日
MAIL:info@k-smilelabo.com
HP http://www.k-smilelabo.com

当治療院はご高齢者や身体障がい者のご自宅や施設におうかがいし、リハビリ・機能訓練・はり・おきゅう・マッサージをする治療院です。

蓮田市勤労者青少年センター向い側、ご見学も随時行っております。お気軽にご来店ください。

事前に防災情報を取得できる方法を知っておこう!

☎ 生活安全課 ☎2281・2284



災害時の情報伝達

防災行政無線や広報車で情報を周知するとともに、町登録制緊急情報メールおよび町ホームページ等でも併せて情報を掲載します。テレビやラジオなどの最新情報と併せて確認し、慌てず、落ち着いて行動しましょう。

○自動電話応答システム

防災行政無線から放送した内容を聞き逃したときや、内容を再度確認したい場合(放送後24時間以内)に電話で確認することができます。

専用番号 ☎721-1980

※通話料金は有料

○登録制緊急情報メール

携帯電話やパソコン等にメール配信します。

【登録方法】

- ① 下記の登録用アドレスまたは右記QRコードから空メールを送信する。
 ✉ina.anzen@mpme.jp
 - ② 届いた返信メールに記載された登録用URLにアクセスし、必要事項を入力。
- ※迷惑メール対策等で受信拒否設定をしている場合は「@mpme.jp」と「@town.saitama-ina.lg.jp」を登録し、受信できるようにしてください。



③登録が完了した旨のメールが届いたら、登録完了!

町の防災情報

○伊奈町防災マップ

このマップは「洪水ハザードマップ」「地震における揺れやすさマップ」「地震における地域の危険度マップ」から構成されています。



サマージャンポ宝くじの発売

今年のサマージャンポ宝くじは1等・前後賞合わせて

なく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。この機会に、更生保護について考えてみましょう。

7億円、同時発売のサマージャンポ三は1等1千万円。この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間▼7月14日(火)～8月14日(金)
 抽せん日▼8月21日(金)
 支払開始日▼8月26日(水)

☎ (公財) 埼玉県市町村振興協会 ☎822-15004



ペットの飼い主としてのマナーを守りましょう!

●犬をリードでつなぎましょう
 埼玉県条例により、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合もあります。また、公共の場には「犬が苦手」「犬が怖い」と思う人もいます。リードでつなぐことはもちろん、犬のとなりの行動に対応できるように、リードは短めに持つてお散歩することが大切です。

●ペットを捨てるなどの行為は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷した者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、責任を十分に自覚し、ペットがその命を終えるまで愛情を持って飼い続けましょう。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるのほか、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

☎ 環境対策課 ☎2252

広告

フロア スタッフ急募!!

ショートステイ・半日リハビリデイ フローラ岩槻

看護職
 正・准看護師 時給 **1,600** 円～
 【時間】9:00～14:00 ※週2回
 同じ建物内の2事業所兼務。健康状態の確認や服薬管理等のお仕事です。

グループホーム メディカルフローラ蓮田

介護職
 月給 **208,000** 円～
 【時間】7:00～16:00・9:00～18:00・10:00～19:00・夜勤16:00～翌10:00
 ※介護福祉士は別途資格手当あり

デイサービス フローラ蓮田

介護職 【時間】8:20～18:20 ※介護福祉士は別途資格手当あり
 月給 **227,000** 円～

事務 【時間】8:30～15:30 または 9:00～16:00 ※週3回
 時給 **930** 円～

詳細はお気軽にお電話ください。 採用係 **0120-26-8117**

【運営会社・履歴書送付先】株式会社関東メディカル・ケア さいたま市岩槻区仲町1-12-27 関東メディカルビル2F